

## 転機迎えた特許制度

瀧野文三

一九七〇年三月二二日より二六日まで行われたA I P P Iのミュンヘン会議には、わが国からも権威ある代表が参加した。ここで討議された主要な論題は、一、欧州特許プランについて、二、A I P P Iの新規約制定について、三、標章に関するマドリッド協定の改正についてであった。就中その第一に挙げられた欧州特許プランについては、最近の欧州における重要課題であり、惹いてはアジア地域にまで浸透して、わが国特許制度にも影響するものありと思われるものである。それゆえその沿革的経過を紹介し、意見を述べることは、あながち無意味でないと考える。

ミュンヘンのクルト・ヘルテル博士は、曾てドイツ工業所有権・著作権保護協会総会の特許法研究会において『欧州における特許法の最近の発展』と題する講演をされた。それは一九六〇年一〇月三〇日のことであった。この講演での基礎となったものは、スカンジナビア統一特許法草案及び欧州統一特許法草案における、それと全く同じものである。また欧州統一特許法草案は、一九六四年六月二〇日に同博士が、ライデン大学欧州研究所の講義において述べ、さらに雑誌 *Social Economische Welgeving* 一九六四年一〇月号に発表された主旨のものである。

そこで筆者がこの報告を思いついた由縁は、この欧州統一特許法草案の経過を紹介することにより、欧州地域のみ

ならず、世界全般の特許法の最近の発展にまで、これを拡大してみることができると思い、そしてそれが最も肝要なことだと、感じたからである。

欧州統一特許法草案の出発点の探究としては、第二次世界大戦後の欧州における、特許法界の状況を考慮に入れる必要がある。すなわち、鉄のカーテンの外に在った、当時の一八カ国には、一八の特許庁があり、一八の異った特許法があったという事実を知らねばならない。そして、これらの諸国において、自己の発明の権利保護を得ようとすれば、その者は、一八カ国のそれぞれの特許法に基づき、一八の異なる特許出願をせねばならなかった。その為特許出願人は、各国向けのさまざまな代理人の手を経て、数おおくの出願をしなければならなかった。一八カ国の特許庁は、これらの特許出願を審査し、審査が認められると、特許出願人は、一八カ国の特許権を獲得しなければならぬ。しかもその内容は、各国各様であることもあるという事実を知ることであった。そのため、特許権取得後は、特許出願人は、一八カ国の特許を常に監視し、毎年一八カ国に各国の貨幣で、各国の定める納付期限までに、年間特許料を納付しなければならなかった。権利侵害問題が生じた場合には、特許権者は、一八カ国の裁判所に、権利侵害訴訟を、提起しなければならぬし、その際、自己の特許の保護範囲が、各国各様に判決されることがあっても、これを甘受しなければならなかったのである。

一八カ国においてなされる一八通りの手続があるにも拘らず、『発明の対象は何か』、『その発明は特許出願時点における技術状態に照してみて、新しいものであるか』といったような根本的な問題が、常に提起され、さらにまったく技術的性質のものであるこれらの問題に対して、そもそも正しい解答がいくつあるのか、そこで答は唯一つしかありえないということに考えいたるならば、労働力や資力において莫大な費用が、不経済極まる方法で、浪費されているという事実を、看過するわけにはいかない。

ある人は、こうした事情に対して、次のような批評をしている。すなわち、『発明者が、その発明の保護を受けようとする場合、それぞれの国に、別々の特許を申請しなければならず、同じ発明が、同時に多数の国々の各特許庁によって、別々に審査されているという現在の機構は、全く経済上のナンセンスである。』というのである。

ところで、こうしたエコノミック・ナンセンスは、ひとり欧州においてのみ行われているものではなく、それは世界中の、あらゆる国の、現行特許機構の特徴なのである。こうした事情が、欧州で、特に圧倒的なものとして感じられるのは、欧州という環境が相対的に狭いためであるからかもしれない。

このエコノミック・ナンセンスを除去し、緩和するためには、いかなる方策があるだろうか。また欧州においてこうした目的のために、いかなる方策がとられてきたか、一応検討してみる価値がある。

発明者の側からすると、領土的に限定された特許機構そのものにも、そしてまたこの機構から生ずる各国の特許法の差異にも、不満な点があるのである。従って発明者は、まず第一にできるだけ多数の諸国に効力を有する特許権の取得に関心をもつことになる。換言すれば、発明者は、欧州特許権といったような国際特許権を、究極的には、世界

特許権の取得を望んでくるのである。こうした目標が、達成の不可能なものであり、国家的特許機構が、今後もなお持続されるとすれば、発明者の関心は、当然このような各国各様の特許機構が、できるだけ一様化されることに向うであろう。

しかもまた、特許行政の見地からすると、特許出願数が増大するに伴い、特許庁の不断の拡張が余儀なくされること、それと同時に、多数の諸国に特許出願がなされた同一発明の新規性を審査する際に、不必要な二重の手間がかかることとの難点が認められることとなる。

かような難点を解決するためには、欧州統一特許法、いな世界的国際特許法を完成することが、もっとも有効な効率的方策であると知る。何故ならば、かゝる特許法を創設することにより、各国それぞれに個別的に出される特許出願が、著しく減少すると同時に、新規性審査における二重の手間も省けることになるからである。

国際特許法が実現されえないとしたならば、特許行政にとって、もっとも手近な目標が、ある筈である。すなわちそれは、少なくとも新規性を調査する官職へ出願を集中化すること、もしくは一步をゆずり、最初に出願審査に携った行政官庁の新規性調査の結果を互に伝達することである。

ところで欧州において、これらの目標を実現するために、これまでいかなることがなされてきたのであろうか。そ

れは、各国の専門委員会によって、半ば並行し、半ば交錯した目標が設定され、半ば相互の接触により、半ば無関係に多くの事がなされてきたのである。

戦後新たに得られた生活感情と、シュトラースブルクにおける欧州会議の創設をもたらした欧州という政治的概念の再発見が、欧州の特許法の領域においても、その統一を目ざし欧州統一特許法の制定を、試みようとするための、必要な精神的高揚や、信頼をもたらしたことは、明らかである。

最初にこの問題に関心を寄せ、欧州統一特許法の制定プランを、欧州会議に提出したのは、フランス代表、ロンシヤボンであり、正に不滅の功績である。ロンシヤボンプランに続いて、ライマールの第一、第二プラン、ドアーンプラン及びワズ博士プランが提出された。<sup>(1)</sup>

これらのプランはすべて挫折したが、後に残ったのは、これらのプランを調査するために設置された、欧州会議の枠内における、特許法問題に関する専門委員会と、これらのプランの挫折から得られたさまざまな知識であった。

(1) これらの各プランについては、ライマー著『特許法欧州統一化』ミュンヘン大学国際特許法、著作権法・商標法研究所の論文集第一巻、カール・ハイマン出版合資会社一九三五参照。

ところでこれらのプランがすべて挫折したのは、いかなる原因によるものであり、またそこから現在ないし将来の試みのために、いかなる知識を引き出すことができたであろうか。筆者の見解によると、これらのプランは、本質的



には、次の三つの理由から挫折したものと考えられるのである。

一、これらのプランは、すべて法律上の統一を、最少限にとどめながら、欧州統一特許法を実現しようとした。ところが実際には、多数の諸国を包括する特許法を制定するために、法律上の統一を最大限にまで推し進めることが、要求されたのである。その前提となったのは、特許法が、効力をもつべきすべての諸国に対して、完全な統一特許法を制定することであった。この点において、設定された目的達成のための手段の選択が、誤っていたのである。

二、統一特許法の制定は、参加諸国から、すでに棄てられなくなった国家的所有権の放棄のみならず、参加諸国の一般的法秩序及び経済秩序に基づく特許法の原則からの離脱をも要求するに至った。こうした関連においては、各国に現存する次のような禁止令が思い起されるのである。すなわち、競争政策的配慮に帰因する、化学製品のための原料保護禁止令などである。シュトラーズブルクの経験からいうと、特許法の領域において、現状以上の単純化の実現を計るといふ理由からだけでは、各国には、かかる根本的諸原則を放棄するという用意はない。そしてかかる用意があるのは、特に密接な経済的あるいは政治的關係にあって、特許法の領域においてのみならず、他の諸領域においても一様化を迫られている若干の諸国だけであるにすぎないことが明らかとなった。

ところで、これらのプランが挫折した別の原因は、欧州会議の統卒力が過大評価されたこと、及び諸国の関係範囲が、余りにも広く引かれすぎたことである。このことからして、次のような教訓が得られたのである。すなわち、単

なる単純化や合理化だけでは、国際特許法の制定のための、十分な土台とはなり得ない、さらにそれ以上の契機が、つまり経済的必然性あるいは、政治的意志、あるいはこの両者が付け加わらなければならないということである。

三、数カ国に共通な特許法の制定は、特許法の領域における、参加諸国の、部分的主権放棄を義務づける。しかしながら、この条件の採択すらも、シュトラーズブルクでは否決された。その理由は、完全な、法的統一の制定に対して、示された否決と、同じ理由からであった。

当初の遠大な諸プランが挫折した後、欧州会議の前述の専門委員会は、もっと実現可能な目標設定、すなわち、各国の、特許法規の一様化に向ったのである。この委員会は、『特許出願の際の必要手続に関する欧州協定』<sup>(2)</sup>を制定したが、今日この協定には、欧州の一三カ国と、南アフリカ連邦が所属している。この協定は、特許出願規定の統一をもたらしものではなく、ただ一つの特許出願に必要とされる手続のための最大限の要求を規定しているにすぎず、この要求下にとどまるか否かは、参加国の裁量に任せている。この協定が特許出願人に対して、どの程度実際の便宜をもたらしたかについて、筆者には確実な判断ができない。筆者の見解によれば、この協定に基づいてなされる特許出願には、各国の特許出願の形式と構成のすべての要求事項に相応するための、各国の官庁用語への翻訳以外は必要とされなくなるといわれるところまで、この協定の拡大がなされるべきであると述べたい。

(2) この協定に所属する欧州構成国は、西ドイツ、デンマーク、フランス、ギリシャ、イギリス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、トルコである。

ところで、一九六三年一月二七日に締結された『実体的特許法 (das materiellen Recht der Erfindungspatenen)』のある諸概念の統一に関する欧州会議協定』は、これと同じ方向を示している。そしてこの協定には、これまでに欧州の一〇〇カ国が調印している。<sup>(3)</sup>しかし、これはいまだどの国によっても、批准されていない。疑いもなく、この協定も、また正しい方向へ向ってなされた重要な前進ではあるが、しかしただの、一步であるにすぎない。

実体的特許法の全概念の統一も、達成されていないし、この名称から与えられる印象とは反対に、この協定で取扱われている概念のみの統一ですら、いまだ実現されてはいないのである。なるほどこの協定の第一項は、いずれの場合にも、いかなる発明に特許権が付与されなければならないかを規定し、かつ薬品及び化学製品の原料保護をも規定しているが、しかしその原料保護が、いかに形成されるか、絶対的保護としてか、あるいは限定的保護としてかなどの問題については、そのまま未解決になっている。

さらにこの協定は、各国に従来の諸権利に対して、二つの選択の可能性を与えているために、それらの諸権利の取扱いに関しては、統一をもたらすものではない。なるほどこの協定は、歓迎すべきことに、発明水準の概念を、一般的には採用しているが、しかし一定の場合には、これについて、各国にその例外を認めている。

結局この協定は、食料品と薬品の保護及び農業園芸上の方法の保護に関しては、談印国に、留保の余地を許しているのである。これまでのところ、イタリアとスイスがこの留保権を行使している。この留保は、なお批准書の寄託の際にも、持ち出されうるので、さらにその他の調印諸国も、この留保権を行使するか否かについては、予測しえな

い。これらの留保は、協定が該当国に効力が発生してから、起算して一〇年間とされてはいるものの、こうした期限過ぎの法統一すらも、その実現性は、遠い将来において、はじめて期待されうるものであることは、明らかである。さらに次のような事情が、加わるものと考ええる。すなわち、この協定は、欧州会議の独自のイニシアチーブによってのみ、生まれたものではなく、結局は、欧州共同市場六カ国の、ブラッセル共同作業への加盟を、確保しようとする配慮から生まれたものであり、そのため万一ブラッセル共同作業が、失敗に終わった場合、この協定の実施が、その失敗の煽を受ける可能性は、退りぞけることができない。欧州の特許法統一作業のための、真の原動力は、シェトラブルクにおいてではなく、ブラッセルにあることについて思い違いをしてはならない。

(3) この協定のドイツ語の公式原文は、BI.f.PMZ.一九六四年、三七二頁以下=Grur Anst. i. 一九六四年二五九に掲載。

この協定は、これまで次の諸国によって調印された。ベルギー、西ドイツ、デンマーク、フランス、イギリス、アイルランド、オランダ、スウェーデン、スイス。

すなわち以上が、これまで欧州において、発明者のためになされた便宜である。それでは、国家行政、特に特許庁の審査の悩みを除去するためには、いかなる方策がとられてきたか。



まず第一は、すでに一九四七年六月六日フランスとベネルクス各国で締結された『ヘーグの国際協会創設に関する協定』<sup>(4)</sup>が挙げられる。

この協会の任務は、発明に対する新規性調査を、国家行政のためばかりでなく、それを越えて、個人のためにも行うことであり、それ自体としては、まことにすぐれた構想である。新規性調査の仕事を一カ所に集中することによって、各国の特許庁審査における二重の手数が除去されるだろうし、また、各登録国は、登録特許に添付された新規性調査書によって、特許権所有者及びその競争者に、未審査特許の価値判断のための、便宜を計ることができらるう。

しかしながらこの協会は、これまで決定的成果をあげてはいない。一七年を経たその頃、この協会には八カ国が構成国として所属していたが、これらの参加国のうち、審査国は、発案国のオランダだけであり、そのオランダも、筆者が聞いている限りでは、自国の特許出願に対する新規性調査は、依然として圧倒的に自国で行っていた。

特許庁の審査機能を有する諸国が、何故この協会への加盟を躊躇していたかの理由については、筆者にもまだはっきりとしていない。察するところでは、その原因は、この協会の手数料が可成り高いことにあると思われる。また新規性調査と、新規性審査との仕事の分離に対する感情的反撥も、一役買っているにちがいない。もっともこの分離は、待望の記録の機械化がもたらす、必然的結果なのであるが、いずれにせよ、筆者の見解によると、この協会には、将来性があると思われる。すなわち将来、欧州統一特許庁なるものが創設されたならば、そのときこそこの協会は、全欧州の特許出願に対して、新規性調査の業務を、一挙に引受けることであらう。<sup>(5)</sup>

スカンジナビア統一特許法草案も、スカンジナビア諸国の特許庁のために、各国の特許庁以外の場所に、新規性調査の機関を創設する可能性を、あらかじめ考慮している。<sup>(6)</sup>

結局いつかは機械による登録証明の問題（この問題は、各国の特許庁の審査がますます激しくなる文書の氾濫に対応しようとするならば、近いうちに解決されなければならない）が解決されたならば、その高価な必要機械が、欧州に、すなわちこの国際協会に必ずや導入されなければならないことは、疑いないことであらう。

(4) ドイツ語翻訳では B.I.F.P.M.Z. 一九四九年、一三五頁以下一九六一年二月一六日付草稿については、B.I.F.P.M.Z. 一九六一年四五二頁以下 Grur Ausi. 一九六二年六一掲載。

(5) 欧州統一特許法に関する協定草案第七八項第二節 Grur Ausi. 一九六二年五六一頁以下参照。

(6) スカンジナビア統一特許法案六〇条第二節、レーヴィンに基づく引用 Grur Ausi. 一九六四年、二五三―二五八参照。

第二には、これと関連していわゆるウィーンプランが挙げられる。

このプランは、特許出願人が、第一審査国の審査結果を、第二審査国へ送付することに同意したならば、その代りに、出願人のため各国へ正式な出願提出の期限を、六カ月間延期しようとするものであった。このウィーンプランは、そのうちに、シュトラーズブルクで廃棄されるに至った。それには、本質的に二つの決定的な原因があった。(一)は、このウィーンプランが、欧州共同市場六カ国及びスカンジナビア諸国のより広範囲なプランによって、追い越されてしまったことである。(二)は、参加諸国が、ウィーンプランは、国家行政官庁が両面的行政協定及び各国の法律の相応する諸規定によって、無料でも得ることのできる情報に対して、出願人に報酬を支払おうとするものであるとの

確信に達したからである。<sup>(7)</sup>

(7) この問題についてなされた解決政策については、欧州統一特許法に関する協定草案第一六三条、及びスカンジナビア特許法草案第六〇条第三節、レーヴィンに基づく引用同書二五八頁参照。

最後に各国の特許庁の過重負担を軽減するためになされた欧州会議の一連の努力において、『国際特許分類に関する欧州協定』が挙げられる。

この協定は、すでに一九五四年に締結されたもので、当初は、殆んど注目されなかったが、今日次第に重要性を帯びてきている。現在この協定には、欧州一カ国と、欧州以外では、オーストラリアがこれに属している。<sup>(8)</sup>しかし事実上は、この協定は、正式の加入のないままに、ソ連邦を含む殆んどすべての東欧圏諸国によって、欧州会議の唯一の協定として適用されている。しかもこの国際特許分類は、これまでに三分の二しか完成されていない。その完結は、一九六六年末ころとされていたが、それもすでに今年へ持ちこされてきている。将来期待される。欧州統一特許庁が、創設されれば、国際特許分類を、いかにすべきかの問題も、自然解決されるであろう。

(8) この協定の原文は、BI. f. PMZ. 一九五五年、八四頁 Grur Anz. 一九五五年一二二掲載。

この協定の欧州構成国は、目下次の各国である。ベルギー、西ドイツ、デンマーク、フランス、イギリス、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、トルコ。

ところで、発明者及び国家行政官庁の現状を打破するためになされた欧州諸国の、これまでの努力の成果を清算するならば、発明者のために役立つものは、『必要手続きに関する欧州協定』のみにすぎない。

『各国の特許法の諸概念の統一に関する協定』は、なお将来の希望であり、国家行政庁のためには、前述の『国家特許分類に関する協定』の外に、これまで殆んど注意が払われなかった国際特許協会が、多少役立っただけにすぎない。このような清算の結果は、不満足なものと言わねばならないであろう。

筆者が欧州における、より鼓舞的な諸プランについて述べる前に、特許法発展にとって、重要な意味をもちうる、国家的基礎上の出来事について、触れておこう。

それは、一九六四年一月一日に施行されたオランダ新特許法である。<sup>(9)</sup>これは、いわゆる後廻し審査、(examen diffère) すなわち時間的に猶予された新規性審査の規定をもった、新しい特許法である。厳密に言えば、このオランダ新特許法は、新規性審査のみならず、新規性調査をも、後廻しにしているのである。この新特許法の概要は、稿を更めて述べることにする。

(9) BI. f. PMZ. 一九六四年一二〇以下掲載。

特許出願は、それが提出された形式において、その提出時点から一八カ月間(優先権の主張に際しては、最初の出願の日から一八カ月間)公示される。この時点から出願書類の閲覧も完全に許可される。出願の日から起算して七年の間に、出願人は、新規性調査の申込み並びに特許付与の申込みを行なわなければならず、この申込みに基づいて新規性

審査がなされる。この二つの申込みには、手数料を支払わなければならない。オランダでは、一九六四年一月一日現在審査中の出願も、ある条件つきながら、この措置に委ねられている。

新オランダ特許法が施行されてから、最初の九カ月間の成果については、次の如くである。

一、一九六四年一月一日現在まだ最初の審査決定も下されていない。審査中の出願のうち、これまでにその三一・九パーセントが新規性調査の申込みをしたにすぎない。

二、一九六四年一月一日以後の新規出願に関しては、これまでの統計では、その二七・五パーセントが新規性調査の申込みをしたにすぎない。オランダに由来する新出願すなわち国内の新出願に関しては、パーセンテージはもっと高く、五七パーセントに達している。このパーセンテージの相違は、オランダにおいては、国外からの出願の関心度が高いことからだと説明されているが、その関心度は、ドイツの四〇パーセントに比して八〇パーセントにも達している。

三、実際上一九六四年一月一日以前に、最初の審査の決定が下された出願のみについてみれば、そのパーセンテージは、三七・四パーセントに達している。この新措置の利点については、新規性調査あるいは新規性審査の申込み期限が経過し、その間出願が実らず、従って出願が破棄されたとみなされてから、はじめて明らかにされたことである。

一九六四年一月一日現在審査中の出願については、新規性調査あるいは、審査の期限は、およそ一九六六年半ばまでに満了するであろう、一九六四年一月一日以降に提出された新出願については、この期間は、一九七〇年一月三日一日になってはじめて満了となるであろうという。ともかく現在ある筆者の手許の資料からして、次のような暫定的テーゼを提起してもよいかと思う。

一、後廻し審査 (examen différé) は、特許庁の審査の手数の簡素化のためには、極めて適切な措置である。

二、後廻し審査による特許庁の審査の手数の簡素化は、その特許庁において国外からの出願の関心度が高ければ高いほど効果的になる。

三、後廻し審査の実施に際しては、国内の出願についても、そのすべてが、直ちに審査の決定をうけるとは、考えられない。むしろ国内の出願の一部であっても、審査されることなく破棄されることがありうる。

前記のテーゼの証明のためには、もちろんオランダ新特許法の措置について、さらに詳しく知る必要がある。オラ



ンダにおいて後廻し審査によって獲得された経験が、そのまま他の諸国に転用しうるものではないことも、考慮されなければならない。いずれにせよ、オランダ新特許法の措置によって得られた経験は、欧州統一特許法草案のためにも、また各国の特許法の改正のためにも、各国の審査特許庁によって注目されてしかるべきものである。

ところで、欧州圏内における、より鼓舞的な諸プランに関しては、スカンジナビア四カ国、すなわち、デンマーク、フィンランド、ノルウェー及びスウェーデンによって完成された、スカンジナビア統一特許法草案、及び欧州共同市場六カ国の、欧州統一特許法草案が、問題である。

興味深い事実として是認されることは、なるほどこれらの両国家グループが、この報告の冒頭で述べた、諸プランの際になされた欧州会議専門委員会の討議から教訓を得たのではあるが、スカンジナビア草案及びブラッセル草案は、その動機においても、目標設定においても、互いに相違しているので、非常に異った特許法を制定せざるを得なかったことである。

スカンジナビア諸国における研究は、まず第一に、出願人及び参加諸国の特許庁に対する手数の軽減を目ざし、それによって審査手続きの促進を計るための合理化の努力から始められた。スカンジナビア草案において規定されている統一国家特許法の実施は、統一特許法の前提条件を裏書きした研究の結果である。この出発点から、全く当然に、スカンジナビア統一特許法草案の目標設定が、すなわち一つのスカンジナビア特許庁の一つの手続きによる一つの出願に基づいて、スカンジナビア四カ国総べてに、同様に効力を有する一つの特許権が付与されるという目標設定が生

じてきたのである。

しかしこのいわゆるスカンジナビア統一特許法草案は、いわゆる統一特許法ではなく、真実のところは、四カ国の特許法、すなわちデンマーク特許法、フィンランド特許法、ノルウェー特許法及びスウェーデン特許法を、一つに束ねたものにすぎないのである。つまり特許付与の瞬間から、これらの四カ国の各特許権は、独立的に効力を有するのである。

ある国の特許権は、独立して譲渡され、許可され、また廃棄されうるが、それによって他の三カ国の特許権に抵触することのうれいはない。実体的特許法の形成において、この草案は、スカンジナビア諸国の現行法の状態には止まっていない。すなわち、シュトラーズブルク共同作業の成果並びにブラッセル共同作業の成果をも考慮している。その結果スカンジナビア諸国は、この草案が希望通り一九六六年の初めに施行されるならば、場合によっては、著しい困難性もなく、特許法の領域での、より広範囲な欧州共同作業に適合する、近代的特許法の制定すら行なえることになるであろう。<sup>(10)</sup>

こうした国際的見地を、度外視するにしても、このスカンジナビア統一特許法草案は、究極的解決策としてではなく、スカンジナビア四カ国内の、特許法の領域において、さらに一層の法統一を期待するための、最初の、勿論きわめて重要な、第一歩としてみなされていいであろう。しかしながら、この草案が、国家行政官庁の、作業の合理化においても、統一特許法の適用においても、なお種々の要請を未解決のままにしていることを、見逃してはならない。すなわち、すべての特許出願は、それがいかなる技術分野に係るものであろうとも、出願人の選択のままに、スカン

ジナビア四カ国の各特許庁に、提出されうるといふ事実である。このことは、たとえスカンジナビア四カ国の各特許庁において、一定の技術分野については、年間殆んど出願がないにも拘らず、全技術の分野の審査がなされるように、審査官を配属していなければならないという結果に至るので、従って、技術の諸分野を、スカンジナビア四カ国の各特許庁により個別化することよりは、さらに一步進んだ高級技術要員の欠乏しているおりのことを勘案すれば、たしかに価値ある行政業務上の合理化となりうるであろう。

スカンジナビア統一特許法草案は、なるほどスカンジナビア四カ国のための統一特許法を制定してはいるが、この統一特許法の適用については、専ら各国の当該官庁に委任しており、その結果、この統一特許法を解釈する際の、種の相違は、特許の許可あるいは却下においても、あるいは無効審判又は侵害訴訟においても、避けられなくなるのである。こうした欠陥は、これらの全四カ国において統一特許法の統一的適用を保障する、スカンジナビア各国の上位に立つ執行機関を、設置することによって取り除かれるであろう。かかる確信から、スカンジナビア統一特許法が、実際に期待を裏切らないものであるならば、この統一特許法が、さらに共通の超国家的特許法にまで発展していくことは、必然的結果であるといえよう。

(10) これについては、レーヴィン二五四頁参照。

さてここで第二の欧州国家グループの草案、欧州共同市場六カ国の欧州統一特許法草案に目を向けてみたいと思う。これは一瞥にして、この草案が、スカンジナビア統一特許法草案によって打出された路線を、徹頭徹尾一貫して

歩みつづけたことがわかる。すなわちそれは、欧州共同市場の全領域に、共通する特許を、付与する六カ国共同特許庁を、あらかじめ設置している点、及びこの統一特許法の統一的解釈を保障する、共同特許裁判所を、あらかじめ組織している点をも明らかである。

このブラッセル草案は、それ故見方によっては、出発点として、各国の特許機構に固執しているスカンジナビア統一特許法草案よりも、一層前進的なものであり、より大きな将来性を孕んでいともいえる。

スカンジナビア統一特許法草案の研究とは反対に、ブラッセル共同作業の動因は、欧州統一特許法なるものによって、遅滞のため仕事の山積した各国行政官庁の、悩みを除去しようとするところではない。こうした悩みは以前はオランダにも、すなわち審査特許庁を有する両EWGにも存在していたが、目下は西ドイツや日本に存在しているにすぎない。今日みたところでは、その他のEWG諸国のベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグは、その特許機構の性質が違つために、かゝる悩みをもっていない。欧州共同市場諸国の特許出願人に便宜を計ろうとする要請も、ブラッセル共同作業の当初では、前回に出ていなかった。もっともこの要請は、ドイツ及びオランダ特許庁の仕事の過重とならんで、草案作成に際しては、ともにある役割を演じたのであるが、むしろ動因としては、第一に六カ国間で締結された『欧州経済共同体の創設に関する条約』及びこの条約によって組織された共同市場であった。この条約が起草された際には、特許法に対して、また工業上の権利保護の分野に対しても、極く僅かな注意が払われたにすぎなかった。この条約の施行後、はじめて、責任ある地位、特にEWG委員会において、従来の領土的に限定された工業所有権保護の機構が、欧州共同市場の目標設定及び運営に妨害となつてることが、自覚されるに至つた。後にな



ってやっと、経済財貨の自由な流通を目的とした、関税同盟及び工業保護法のための属地主義が、共になかなか結合しえないものであることが、認識されたのである。

欧州共同市場六カ国共同作業の出発状況が、まったく別種のものであったことから、当然その共同作業の方向に關しても、その範囲に關しても、スカンジナビア草案のそれとは異った目標が、設定されることになったのである。

第一に、各国特許権を一つに束ねて付与する目的をもった統一国家特許法の制定という、スカンジナビア草案は、六カ国が直面していた問題の、解決策となりうるものでなかったことは、明白である。

スカンジナビア草案は、工業保護法の、層地主義には触れないままにしておくが、欧州共同市場は、まさにかかる層地主義の克服を要求するのである。さらに時折、ある国の特許庁によって多数の諸国に有効な特許を許可する、スカンジナビア草案は、参加諸国のすべてが対等価の審査特許庁を有することを前提としている。ところがこの前提条件は、スカンジナビア六カ国には、周知のように二カ国しか審査特許庁をもたず、他の四カ国には、記録特許庁しかもっていない。そこで共同市場六カ国、それに対して、次のような課題を提起したのである。

### 一、構成諸国の国境において停止することのない、共同市場統一特許法の制定

この目的のために、この草案は、構成諸国に共通な統一特許法の制定を規定している。この統一特許法に基づく共同特許庁、すなわち『欧州特許庁』が組織され、ここから『欧州特許の名称で、全構成国の主権領土に適用し、かか

る主権領土に対する効力を付加されて与えられたり、あるいは無効とされたりすることができ、そしてただ共同特許法の諸規定にのみ従わされる特許が許可される。

この特許法は、補足的に各国の特許法と並び、各国の特許法に基づいてその必要がある限り、各国の特許が、許可される。共通特許法及び各国の特許法の併存のゆえに、この解決策は、『共存解決策』と呼ばれる。

### 二、欧州共同市場構成諸国の各種特許機構

ここでは、一方で出願された発明の新規性に対する行政審査機構と、他方で出願された発明を、多かれ少なかれ記録するだけに止まる機構の両機構を設けることの道を発見する。この問題の解決のために、この草案は、後廻し審査の採用を規定している。この後廻し審査によって、新規性審査未完了の暫定欧州特許が付与される。そして暫定欧州特許の新規性審査がなされたとき、はじめて決定した欧州特許権が付与される。

### 三、共同市場構成

これは四カ国によって設置されたヘーグ国際特許協会の政治的領域に根ざしてできている。この草案は、新規性調査と新規性審査の分離を次のように規定している。

新規性審査、つまり公告の調査は、この国際特許協会によって行われ、一方新規性審査、すなわち新規性及び発明技術の水準の観点からなされる出願の特許資格に対する決定は、新規性審査の結果をまっして、これを取り寄せた上



で、欧州特許庁によって行われる。

ブラッセル共同作業の以上の動因、すなわち共同市場内における工業保護法の層地主義を、結局は除去しようとする動因から、さらにスカンジナビア草案とは反対に、この六カ国草案は、たゞ単に特許法の分野にだけ止まることができず、最初から工業所有権保護の全分野（商標権及び意匠権の分野に）まで及ぼすには、おれなかつたのである。

以上が欧州の両国グループによってなされた注目すべき根本的相違点である。これらの両草案の個々別の詳しい点については、この一般的論文の中では、なしえないものとする。

次いでブラッセル草案研究の現状について、また発表済原草案に対する根本的な改革点、及び目下なお論争中の諸問題について、少し述べることにする。

ブラッセル草案の研究成果の現状に関しては、一九六二年秋、この草案が特許法に関心を持つ、各国の団体及び国際団体、並びに各国の当該官庁に公表され、本草案に対する態度決定の機会を、与えたことが思い出される。

予想通り、各国の諸機関及び国際団体から、非常に多数の意思表示が寄せられた。EWGに所屬しない多数の政府も、夫々態度を表明した。研究グループの『特許』は、この草案の第二読会ともいうべきところで、寄せられた態度表明や、意見のすべてを審議した。その際にこの研究グループは、純粋に特許問題の取扱いだけに審議を限り、政治領域にまたがる諸問題は、各国政府の取扱いに任せた。この研究グループによる本草案の第二読会は、本質的には完

了した。しかしこれによって、この研究グループの使命が終った訳ではない。なかんずく、完成されはしたが、いまだ公表されない欧州市場権に関する草案と、欧州統一特許法草案を調整すること、欧州産業同盟（UNICE）及びその他の国際機関の形をとった参加団体から意見を聴取すること、並びに欧州統一特許法草案に関心を示した非EWG諸国の専門家からの意見の聴取に備えることなどの仕事が残っている。しかしながら、これらの諸問題は、EWG六カ国政府によってなされた政治的原則が、廃棄されたときに初めて着手されるものであろう。

この草案の第二読会において、研究グループが表明した態度の決定を、資料にして、この草案の改良のために、多くの改革が論議された。

ここではそのうち将来特に重要な意味をもつに至るであろうと思われる二、三の論点について述べておく。

一、すでに発表された草案には、異議申立手続きの規定がない。

暫定欧州特許異議申立ての審査に参加しようとする第三者は、審査そのものに申込むか、特許権者あるいは他の人によってなされた審査申込みに参加しなければならない。

このような規定に対して、次の如き異議がなされた。すなわち、この規定は、特許権者の競争者に、自己の利害範囲に触れる一切の暫定欧州特許権に目を通すこと、また欧州特許庁がすでに自ら暫定欧州特許権の消滅が予期されるならば、加入申込みの方法で、念のために、審査手続きそのものに、参加しなければならないことを、余儀なくさせ

る。この点は、産業にとって、不必要な労働力及び経費の浪費が、あるだろうというのである。

研究会では、こうした抗議に従い、実際、古典的な異議申立手続きの規定を、この草案に書きかえた。この新規定によると、審査手続きは、審査申込みをしたのが誰であるにせよその紛争は、まず第一に暫定特許権者と欧州特許庁の間で行われなければならない。

審査の終了後、欧州特許庁は、暫定特許の却下、あるいは、これを裁可する意図のある場合、その理由となる。特許出願の公告を、なすべき旨の決定を、しなければならない。

出願公告がなされてから、三カ年以内に、何人も、特許異議の申立てをすることが、できる。異議申出人は、その後の審査手続きに関与する。草案の加盟申込みに係る九一項は、この新規定のために、補足することなく、廃止されることとなる。

二、以上に述べた審査手続きの改革によって、この草案に対する、これ以上の抗議を除去する機会を与えられることになった。

これまでの草案に、予め盛り込まれた規定によると、暫定欧州特許権者は、暫定特許付与の後、直ちに侵害訴訟を起すことができたが、それにも拘らず、侵害訴訟人に対する判決は、法律上の有効性を争う場合には、その暫定特許権が、法的に確認された後に、初めて下されなければならなかった。これに対して、この方法では、欧州特許権の実施が、かなり長い期間延長される。ことに欧州特許庁第一審の暫定特許を裁可する判決に対して、抗告あるいは、抗告

訴訟が、関係する第三者によって起される場合には、一層その実施の遅延がひどいとの意見が主張された。

この草案の最初の規定には、未審査欧州特許からは、停止も、損害賠償も、裁判所の判決によって、強行されてはならないという考えが、基礎になっていた。

ところで、上記第一項で述べた審査手続きの改良によると、すでに暫定欧州特許の裁可以前に、欧州特許庁の審査結果が、公表され、これが侵害訴訟における裁判所の判決のための基礎資料として、役立つことになる。それ故研究グループは、暫定欧州特許に関する、侵害訴訟の判決言渡の時点と、特許庁による特許出願公告の時点にまで延期し、それによって、この出願公告に、現行ドイツ特許法に基づく、公告された出願に与えられる効力と、同一効力を付加したのである。

三、第三の改革点は、この研究グループによって着手されたものではない。

欧州侵害訴訟裁判所を特に設置するためには、(例えば、アメリカ合衆国の連邦裁判所の形式に基づいて)、いまだその時期が来ていないので、欧州特許侵害に対する訴訟の遂行は、各国の裁判所に委ねるといふものであった。その際、各国の裁判所の管轄権が、領土的に限定され、その判決の執行も制限されているために、欧州共同市場領域で、同一の競争者によって、侵害を受けた欧州特許権者は、通例六通の異なった侵害告訴状を、六カ国の裁判所に提出しなければならぬという不便があったのである。

かかる事情が改革され、現在では、六カ国の司法省の専門家が、ローマ条約二二〇条終節を引用して、司法管轄権



及び民事訴訟並びに商事訴訟における、判決の承認と、執行に関する協定草案を完成する迄にこぎつけた。この協定草案は、のちに完成されるものである。

当該草案によると、欧州特許の侵害が生じた場合、特許権者は、被害者の住所に管轄権を有する各国の裁判所で、全ての侵害に対する審判を請求するか、あるいは、侵害審判の一つに対して、管轄権を有する裁判所で、全ての侵害審判を請求するかを選択をする。判決は、欧州共同市場六カ国全部に適用されるといふものである。

もしこの協定が実施されると、欧州共同市場圏内における、欧州特許権侵害に対する審判は、全く簡易化され、各国の裁判所が介入することによって生ずる不利益は、極度に減少されることになる。

なお各国政府の決定に任せられている、原則上の諸問題については、目下論争中であり、欧州統一特許法に関する協定の、目標設定の問題や、自由加盟か又は制限付加盟かの問題、さらにいわゆる経済条項及び欧州特許法における強制特許付与に対する管轄権（各国の管轄権か、欧州管轄権か）の問題等が焦点となっている。これらの諸問題の内、加盟連合の課題及び制度上の諸問題（この協定実施のために欧州経済共同体の諸機関を編入すること）と密接に結びついてゐる当該協定の、目標設定の問題は、この協定の実現にとって、極めて重要なものである。

この草案が現在の草稿のままでは、それ自体の内に矛盾する目標を設定している。換言すれば、相互に排斥しあう関係にある三つの目標を追求していることは明らかである。すなわち一面では、この欧州特許法が、欧州共同市場への必要性に応じて編成されたものであることは、欧州特許権を統一的不可分の権利としたことや、欧州共同市場の分

裂を妨ぐために条項を採用したことなどで察すれば、極めて明白である。他面においては、この協定に対する加盟は、パリ同盟条約の構成圏である、すべての諸国にとって、自由である。もっとも、これらの構成諸国が、同意を留保することによって、その規定が、再び国際特許法の方向性を、示すことにもなっている。

事実上、今日なお、この協定の目標設定については、六カ国政府間で、意見の一致をみていない。実際上一つの解決策が、なお討議されているが、それは次のとおりである。

#### 一、第三諸国の、連合可能性を有する、欧州共同市場統一特許法の制定

#### 二、欧州共同市場諸国のための、修正協定と結びついた、不特定多数諸国のための、国際特許法の制定

次には、これらの解決策が、個々のに、いかに草案に、影響を及ぼすかについて説明する。

だが、紙面の都合で、これを簡単にするために、欧州特許法そのもの、それを実施するに必要な制度、加盟及び連合に対して与える効果についてのみ述べることにする。

欧州共同市場のための、統一特許法の制定を目的とする解決策を用いた場合、現在の草案に規定されているような、欧州特許法は、実際には変りがないであろう。国際特許という概念に基づき、若干の変形のみが生ずるにすぎないと思う。

この協定の実施のために、必要な諸制度については、欧州特許庁が創設されなければならないであろう。欧州特許



裁判所の任務については、場合によっては、新しい判事国を組織するよりは、ルクセンブルクの裁判所に委託することの方が妥当であろう。行政監督、いわば、欧州特許庁に対する政府側の監督は、EWG委員会の密接な協力の下で、特別の管理協議会の設置が、なされない限り、このEWG委員会に委ねることとなる。さらに政策上の諸決定及び立法上の諸決定は、EWGの閣僚理事会によって、引き受けられることとなる。

この協定は、欧州共同市場六カ国においてのみ、締結されるであろう。加盟は、将来ローマ条約に加入する構成圏にのみ、許されることとなる。

この協定を第三諸国にまで拡大するためには、連合の到度が、便宜である。この制度は、すでに多くの誤解を生じているので、説明の必要がある。

この連合制度は、ローマ条約から受け継がれたものである。ローマ条約とは、それはハルシュタイン教授の定義によれば、一パーセントから九九パーセントまでの部分的加盟を意味するものであって、理論的には、欧州統一特許法に関する草案加盟についても、当てはまるというのである。

しかし実際上は、約五〇パーセント内外の部分的加盟があれば、まず成功といえる。なぜならば、連合しようとする国が果す最低の寄与は、欧州特許法が、その国の領土にまで伸長していくことに、存するだろうからである。

ところで、連合国は、その領土に対して付与した、欧州特許法を、自国の特許権のように扱い、欧州特許法から生じた諸権利を、自国の法に基づいて許可し、欧州特許権に関する一切の訴訟については、専ら自国の裁判所に、その

管轄権がありと表明することができる。

医療品あるいは、食料品に対する特許を、欧州特許法の範囲から除外することは、連合国の最低前提条件に結びつけてもよいだろう。換言するならば、連合国は、付与された欧州特許権を、自国の特許権のように、扱うことができるとしてである。

他方では、連合国はこうした最低前提条件を越え、その国の領土にまで及んできた欧州特許権については、付与後の欧州特許権に係るこの協定の諸規定を、適用しようと表明することができるのである。

さて第二の解決策、すなわち国際特許法の制度について考える場合

欧州特許法は、二つの部分に分けられる。実体的特許法及び欧州特許庁による欧州特許権付与までの手続きを含むものである。

この第一部は、パリ同盟条約のすべての構成国に開放された、国際協定となるべきものである。欧州特許法の第二部、すなわち付与された欧州特許権に関するすべての規定、例えば欧州特許権の譲渡、特別特許権の付与、特許から生ずる権利、侵害訴訟、強制特許の付与及び欧州特許権の無効などに関する諸規定は、各国の特許法に任せられている。換言すれば、この国際特許権は、統一特許権としてではなく、各国の特許権を束ねたものとして付与されるのである。この事情については、スカンジナビア統一特許法草案に、規定されているスカンジナビア特許権と、同様であるといえる。

ところで、欧州共同市場六カ国にのみ締結される第二協定によって、現草案の第一協定には、含まれていない諸規定を、第二協定に補うことにより、各国の領土上のための、各国特許法を、再び欧州共同市場のための、統一特許法に統合することが、委されているのである。すなわち、第一協定によって付与された、各国特許権の一束は、一面においては、多数の特許権にすぎないが、他面においては、第二協定によって、欧州共同市場圏のための、超国家的特許権となるのである。

これが解決策上、一切の諸機関は、新たに設置されなければならない。欧州特許庁の外に、欧州特許裁判所も、新たに創設されなければならない。

欧州特許庁の行政上の、監督のためには、国際管理会議の設置が不可欠であり、政策上の決定及び立法上の決定のためには、特別会議が組織されるか、あるいは、これらの諸決定が、各国政府から直接なされなければならない。

すでに述べた如く、第一協定に対する加盟は、構成国としての資格に何らかの制限がなされない限り、パリ同盟条約の全構成国にとって、自由である。この資格の制限とは、例えば、実体的特許法のある諸概念の統一に関する欧州会議協定のようなものである。しかしながら、第一協定に対する構成国の資格を魅力あるものにするためには、この草案の現草稿とは反対に、前述した欧州会議協定におけると同様に、加盟国が、実体的特許法について、諸々の留保を行えることが、認められなければならないであろう。

第二協定に対する加盟は、将来ローマ条約に所属する構成国にのみ、自由であるにすぎない。この解決策に当り、協定への連合は、これらの協定の、何れにも、規定される必要はない。

さて発明者、国家行政官庁及び欧州共同市場に対する利点について、如上の解決策を比較するならば、次の如く結論することができる。

一、欧州特許権の可能な限り、広範囲な領土的拡張に、関心をもっている、発明者についていえば、第二解決策、すなわち国際特許法が、有利であるといえよう。何故ならば、この国際協定の完全加盟の方が、第一解決策の協定への連合よりも、多数の諸国にとって、魅力があると、思われるからである。

二、国家行政官庁にとっては、この二つの解決策とも、同様に有利である。

三、欧州共同市場にとっては、第二解決策よりも、第一解決策の方が、有利である。

第一及び第二の結論については、それ自体明白である。しかし、第三の結論については、さらに詳しい論証の要がある。

第二解決策を採用する場合、欧州共同市場に対して生ずる不利益とは、いかなるものであろうか、筆者は、これに対して、次の如き見解をもつものである。



一、殆んど完成している欧州特許法草案に加えられる諸作業が、終了するのは、かなりの時間を要することであろう。何故ならば、これまで欧州六カ国（デンマーク、イギリス、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス）が、この草案に対する関心を明らかにしたところによれば、もしも第二解決策を、採用しようと決心するならば、国際的儀礼上、関心を寄せた、この六カ国に対して、ただ単に六カ国によって完成された協定に、署名する機会を与えるのみならず、これらの諸国を、第一協定の完成過程にも、参加させることを、要求されるに違いない。とすれば、それは實際上、永年継続されてきたこの作用を、また新たに始めなければならないことを意味するからである。

二、第二解決策は、特許法を、それが第一協定に含まれているものである限り、これは欧州共同市場六カ国の管轄権の範囲外に置く。欧州特許法に関する協定について決定を下すことは、欧州商標協定及び欧州意匠協定の目標設定にとって、先決条件であるから、第二解決策はローマ条約及び欧州市場から、工業所有権保護の殆んど全分野を、とり出さなければならぬ結果になる。経験的にいえば、すべての法は、たとえ、それが、施行された瞬間、いかに現代的であり、進歩的なものであったとしても、時の推移と共に、種々の改革を、受けなければならない。

しかし、欧州共同市場の諸目標を実現するために、こうした改革を実施するにあたっては、EWG諸国は、もはや独断専行は許されず、第三国は、こうした諸改革に対しては、無関心でいるか、もしくは拒否的態度をとることができるのである。

三、EWG六カ国の欧州統一特許法草案によって追求される目標、すなわち、欧州共同市場の特許法のために、各国の特許法を将来廃止しようとする目標の達成は、第二解決策によっては、できないであろう。蓋し、各国特許法の廃止は、特許法のみにより結合している諸国連合にとっては、考えられないからである。

四、第一解決、すなわち欧州共同市場のための統一特許法の制定は、その他の諸法律分野に対する、欧州共同市場圏内の、法統一のためのモデルケースを作りあげ、さらに欧州特許庁及び欧州共同市場の、現行諸機関の管轄権の強化によって、第一になされるべき統合諸要因を、明らかに示しており、それによって、欧州共同市場の、今後の発展に寄与することとなる。

しかし、第二解決策には、殆んど統合の価値はないものといえる。

五、国際特許法及びその必然的結果は、欧州共同市場にとって、もはや第一歩の前進である。それに反して、欧州共同市場の特許法は、将来、もしそれが、有効であると、証明されたならば、いつでも国際法にまで、拡大されるであらう。

すでに述べた如く、欧州共同市場六カ国政府は、立案された協定の、目標設定について、いまだ意見が一致していない。EWG閣僚理事会でなされた草案の、第一回の審議においては、西ドイツ、フランス、イタリア及びブルクセンブルグEWGが特許法に、オランダは、国際特許法に賛成を表明したが、ベルギーは、いまだ態度を決定していな



い。  
EWG委員会は、閣僚理事会から、この委員会でも、論争中の諸問題について、態度を決定し、必要な場合には、新しい提案をすることを要求された。

委員会は、一九六四年末各国政府に、委員会の提案を示したが、これは勿論、いまだ公表されていない。各国政府が、近いうちに、欧州共同市場特許法について、意見の一致をみたとしても、それに拘わらず、必要なすべての草案（欧州統一特許法草案の外に、実施規則協定草案並びに制度的、組織的、財政的諸問題を規整する、全般的協定草案が必要である）が調印され、各国の国会によって批准され、そして欧州特許庁開設に対する行政上の準備が完了するまでには、なおかなりの長い時間を要するであろう。

いかなる好都合な前提条件に恵まれたとしても、欧州特許庁の第一段階の開設は、一九七〇年中には恐らく期待できないであろう。万一六カ国政府が、国際特許制度に同意したといえども、それがその後いかなる経過を辿るかについて予測することは、不可能である。

だが、欧州において、その他の法律領域に比べ、本件課題が、急速に、かつ徹底的に発展を続けてきたことは、明白である。そしてこの発展の現状が、今後さらに伸展することについては、次の如く考えられる。

一、第二次大戦後欧州では、従来の特許機構の諸矛盾を克服し、あるいは、少くとも、緩和するために、多くの試みがなされてきた。だがこのようにして得られた今までの成果は、極めて僅少である。

二、欧州における特許法のその後の発展は、次に挙げる努力によって特徴づけられている。

(イ) 特許権付与についての現行の諸例外を徹廃することにより、技術分野における、全発明に同一の保護を与える機構にまで、実体的特許法を拡張する。

一定のケースにおける、この一般的保護について、公共の利益のために、必要とみなされた改良を、強制特許に関する規定を、適当に拡大することにより、行う。

(ロ) 記録特許から新規性審査済の特許へと、漸次に、一般的に移行する。(この新規性審査済特許の採用は、もはや原則的な法政策上の躊躇のためではなく、実践上の困難に直面しているにすぎないとする。)

(ハ) それ自体は出願人にとって理想的な、行政官庁による新規性予備調査の機構が、今後も各国の行政官庁によって、實際上運営できるかどうかという疑問。そしてその機構の代りに、各国の行政官庁のための手数を減少させる機構、すなわち、いわゆる後廻し審査へ移行しようとする傾向。こうした新しい機構を採用したオランダ特許庁の、種々の経験は、欧州における特許法の今後の発展にとって、決定的な意義を有するものとなる。

(ニ) 技術の急速な進歩のために、知らぬ間に不利益を蒙むることのないように、経営者に、その時々々の技術状態及び予期される権利消滅について、知ることのチャンスを与え、与えるために、特許出願を、特許許可手続きの状況とは無関係に、保留する努力。

(ホ) 領土的に限定された特許法の原則を、多数の諸国に適用する、特許法の制定によって、克服する試み。

上記発展傾向のうち、最後の項(ホ)に関しては、重要な意義が生じてくる。これを多角的に考察すれば、これによって一九七〇年こそは、欧州は勿論、これに影響を受けるアジア地域、否な日本を含む全世界の特許法界が、その伝統の古い機構制度を、現代的要求にマッチした新しいものに、転換できるかどうか、その決定を下すに、甚だ興味深き転機の年となるであろうことが当時既に思考された。

以上。

― 追 文 ―

本稿は、故中村宗雄博士を偲び、追悼の意を込めて起草し、恭しく先生の霊前に供えるものである。

先生と筆者との間柄は、学界における深き繋がりにあり、わたくしは、常日頃先生に私淑し、先生もまた、私を門下生の如くに迎えられ、手塩にかけてご指導下さった。

国士館大学に法学部が増設せられるに際し、そのカリキュラム中へ特に工業所有権講座を加え、学部設置に伴う、教授陣容にお取り立て下さったのも、ひとえに先生のご厚誼によるものであった。

私は茲にあらためて、先生の御霊に対し、感謝の意を表する次第である。